

取引価額が公正価値と著しく異なる場合の会計処理

検討の目的

1. 金融商品の当初認識時において、取引価額が公正価値と著しく異なる場合の会計処理について、検討することを目的とする。
2. 検討状況の整理（以下「DP2」という。）では、金融資産と金融負債のそれぞれで扱っていたテーマであるが、以下ではそれらをまとめて検討する。

DP2 の提案

3. DP2 では、金融商品の当初認識は、当該金融商品の公正価値により測定することが考えられるとしている。
4. また、当初認識時における金融商品の公正価値は、通常、取引価格であるとし、もし、取引価格の一部が当該金融商品以外に対するものである場合には、当該金融商品の公正価値は評価技法を用いて見積ることとしている。

（金融資産 DP2）

金融資産の当初認識時の測定

26. 金融資産の当初認識は、当該金融資産の公正価値により測定することが考えられる。（以下、省略）

金融資産の当初認識時の測定

A28. 当初認識時における金融商品の公正価値は、通常、支払対価の公正価値である取引価格である。しかし、支払対価の一部が当該金融商品以外に対するものである場合、当該金融商品の公正価値は評価技法を用いて見積る（例えば、無利息の長期貸付金又は債権の公正価値は、すべての将来入金額を類似の信用格付けを有する類似の商品（通貨、期間、金利の種類及び他の要素に関して類似するもの）に付されている通常の市場金利を用いた割引現在価値で見積ることができる。取引価格と割引現在価値との差額は、それが他の種類の資産としての認識要件を満たさない場合には、費用又は収益からの控除とする。）

A29. 企業が市場金利から乖離した金利（例えば、類似の貸付金について、市場金利が8%のところ、5%の金利とする。）の貸付金を組成し、代わりに前

払手数料を受け取る場合、企業は、貸付金を公正価値、すなわち受け取る手数料を差し引いた額で認識する。

（金融負債 DP2）

金融負債の当初認識時の測定

20. 金融負債の当初認識は、当該金融負債の公正価値により測定することが考えられる。（以下、省略）

金融負債の当初認識時の測定

A15. 当初認識時における金融負債の公正価値は、通常、対価の公正価値である取引価格である。しかし、対価の一部が当該金融商品以外に対するものである場合、当該金融商品の公正価値は評価技法を用いて見積ることとする。例えば、無利息の長期借入金又はその他の債務の公正価値は、すべての将来キャッシュ・フローの額を類似の信用格付けを有する類似の商品（通貨、期間、金利の種類及び他の要素に関して類似するもの）に付されている通常の市場金利を用いた割引現在価値で見積ることができる。

A16. 企業が市場金利から乖離した金利（例えば、類似の借入金について、市場金利が8%のところ5%の金利とする。）の借入を行い、代わりに手数料を前払する場合、企業は、借入金を公正価値、すなわち支払手数料を差し引いた額を基礎として測定する。

5. DP2 では、公正価値が取引価格と異なる場合の取扱いについて、現在の我が国の会計基準の取扱いと IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の取扱いを比較しつつ、今後、検討すべき課題を説明した。すなわち、当初認識時の取引価格と公正価値との差額が、会計上の資産又は負債として認識すべき要素によるものでない場合に、観察可能性基準のような IAS 第 39 号の取扱いを含めるべきか否か、IASB のその後の議論も参考に検討するものとしている。

（金融資産 DP2）

初日の損益

115. IAS 第 39 号では、当初の取引価格は、通常、公正価値の最良の証拠とされている。しかし、その公正価値が同じ商品の観察可能な市場取引価格との比較を通じて、あるいは、観察可能なデータのみを変数とするような評価技法に基づいて証明される場合もある。その場合、当初の取引価格との差額が会計上の資産又は負債として認識すべき要素によるものでない場合には、その差額を利益又は損失として認識することになると考えられる。しかし、評価技法に基づく場合で変数が観察可能なデータのみによらない

ため、当初認識時にそのような利益又は損失を認識しないときには、価格設定の際に市場参加者が考慮する要素の変動（時の経過を含む。）が生じた範囲で、当初認識後に利益又は損失を認識することになる。

116. 一方、我が国では、主とした金融資産の公正価値が支払対価と異なる場合に当該差額はその取引の実態に応じて処理することとされているが、前項のような観察可能なデータにより取扱いを分けるとの視点はない。一般的には、売買目的有価証券やデリバティブなど、公正価値で測定し、評価差額を純損益とするものについては、当初又は事後においてその差額を純損益に反映し、それ以外の金融商品については、重要な差額を認識しない限り取引価格を当初認識時の測定に用いていると考えられる。
117. 現在 IASB の議論においては、観察可能性基準を公正価値のインプットのヒエラルキーに置き換える議論も行われている。会計基準（案）においては、当初の取引価格と公正価値との差額の取扱いを明示していないが、IAS 第 39 号の取扱いや IASB での議論も参考にしつつ、今後、明確にするか検討することが考えられる。

コメントの概要

6. DP2 への提案に特段の反対コメントはなかったが、取引価格が当初認識時の金融資産の公正価値を表さない場合において、取引価格と当初測定時の公正価値の差額の処理について明らかにすべきとのコメント、初日の損益の処理に関する明確化が必要とのコメントを受領した。ただし、コメントでは、差額の処理に関する提案はなかった。（Appendix 1 参照）

現行の日本基準の取扱い

7. 金融商品会計に関する実務指針第 243 項では、以下のとおり、取引価格が時価と異なる場合には、その取引の実態に応じて処理するとされている。

当初認識時の測定

243. 取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が金融資産又は金融負債の売買、交換又は引受けを行う場合、当該取引は時価に基づく等価交換により行われる。

したがって、取得した金融資産又は引き受けた金融負債の時価が支払った対価又は受け取った対価と異なる場合には、当該差額は、その取引の実

態に応じて処理する。

8. DP2 でも記述したとおり、我が国会計基準では、IAS 第 39 号（現在は IFRS 第 9 号に移行）にあるような、観察可能なデータを用いるか否かにより取扱いを分けるとの視点は明示されていない。

IFRS の取扱い（IFRS9）及び DP2 後の IASB の検討状況

9. IFRS 第 9 号は、2010 年 10 月の改訂、2011 年 5 月の改訂（IFRS 第 13 号公表による）を経て、現在、次のような内容となっているが、DP2 で説明したものと本質的な変更はない。

（会計基準）

5.1.1 当初認識時に、企業は、金融資産又は金融負債を公正価値で測定しなければならない。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債でない場合には、その金融資産又は金融負債の取得又は発行に直接起因する取引費用を加減する。

5.1.1A しかし、金融資産又は金融負債の当初認識時の公正価値が取引価格と異なる場合には、企業は B5.1.2A を適用しなければならない。

（適用指針）

B5.1.1 当初認識時における金融商品の公正価値は、通常、取引価格（すなわち、支払われた、又は、受領した対価の公正価値。B5.1.2A 項及び IFRS 第 13 号も参照）である。しかし、支払われた、又は、受領した対価の一部が、当該金融商品以外に対するものである場合には、企業は金融商品の公正価値を測定しなければならない。例えば、利息のない長期の貸付金又は債権の公正価値は、すべての将来入金額を類似の信用格付けを有する類似の商品（通貨、期間、金利の種類及び他の要因に関して類似するもの）に対する通常の市場金利を用いて割り引いた現在価値で見積ることができる。追加的な貸出金額は、何らかの他の種類の資産として認識の要件を満たす場合を除き、費用又は収益の控除である。

B5.1.2 企業が市場金利から乖離した金利（例えば、類似の貸付金について、市場金利が 8%のところ、5%の金利とする。）の貸付金を組成し、代償として前払手数料を受け取る場合には、企業は、貸付金を公正価値、すなわち手数料控除後の金額で認識する。

B5.1.2A 当初認識時の金融商品の公正価値の最良の証拠は、通常、取引価格で

ある（すなわち、支払った、又は、受領した対価の公正価値。IFRS 第 13 号も参照）。5.1.1A 項で述べるように、企業が、当初認識時の公正価値が取引価格と異なると決定する場合には、企業は、その日に、その商品を次のように会計処理しなければならない。

- (a) 当該公正価値が同一の資産又は負債に対する活発な市場での相場価格（すなわち、レベル 1 インプット）によって証拠付けられる、又は、観察可能な市場からのデータのみを用いた評価技法に基づく場合には、5.1.1 項により要求される測定とする。企業は、当初認識時の公正価値と取引価格との差額を利得又は損失として認識しなければならない。
- (b) それ以外のすべての場合には、5.1.1 項で要求される測定とし、当初認識時の公正価値と取引価格の差額を繰り延べる調整を行う。企業は、資産又は負債の価格付けにおいて市場参加者が考慮するであろう要因（時間の経過を含む）の変動から生じる範囲に限ってのみ、当初認識後に利得又は損失の認識を行わなければならない。

B5.2.2A 金融資産又は金融負債の事後の測定と、B5.1.2A 項で示される利得及び損失の事後の測定は、この IFRS の規定と整合していなければならない。

10. このような取扱い、特に、公正価値が観察可能な市場からのデータに基づくか否かで、公正価値と取引価格との差額の取扱いを違えた理由を、IFRS 第 9 号は以下のとおり説明している。

BCZ5.10 当審議会はまた、金融商品は常に当初認識では取引価格で認識すべきなのか、又は企業が公正価値を見積るのに評価技法を使用する場合、当初認識で利得又は損失が認識されることがあり得るのかどうかに関する関係者のコメントを検討した。当審議会は、企業は、公正価値が同じ金融商品（修正又はリパッケージが行われていない）についてその他の観察可能な現在の市場取引との比較で証拠付けられる、又は観察可能な市場データのみを織り込んでいる評価技法に基づいている場合にのみ、当初に利得又は損失を認識できると結論付けた。当審議会は、これらの条件は、公正価値が事前に利得と損失を認識するうえで、取引価格以外のものであることを妥当に保証するのに、必要十分であると結論付けた。当審議会はその他の場合、取引価格が公正価値の最良の証拠となると結論付けた。当審議会はまた、当審議会の結論は米国会計基準とのコンバージェンスをもたらすものであると説明した¹。（下線は、原文に追加）

¹ FASB 基準書第 157 号「公正価値測定」(SFAS157) は、EITF02-3「売買目的のデリバティブ取

11. なお、米国会計基準では、従前、IFRS 第 9 号と同様に、公正価値と取引価格が当初認識時に差異がある場合に、公正価値が観察可能な市場データに基づくか否かで、取扱いを分けることを明示していたが、注 1 にあるとおり、FASB 基準書第 157 号の公表時にこの取扱いは削除されている。
12. IFRS では、観察可能性がない場合の差異残高の処理については、会計方針として開示が求められており、また、差異残高についても開示が求められている（IFRS7.para.28）。
13. IASB では、金融資産 DP2 に説明のとおり、一時期、観察可能性基準を公正価値のインプットのヒエラルキーに置き換える議論も行われたが、その後、特段の議論は行われていない IFRS 第 13 号公表の際も、従前の取扱いを踏襲したのみである。

コメント対応の方向性（案）

14. コメントで特段の反対はなかったことや、IASB でもその後の議論が行われていないことを考慮し、現状では、DP2 の会計基準（案）、適用指針（案）を基本的に変更しないことが考えられる。すなわち、金融商品は当初、公正価値で測定し、通常は、取引価格が当初認識時の金融商品の公正価値を表すことを引き続き明示する。適用指針（案）で設けられた例示も、金融資産と金融負債の記述を統合するが、基本的に維持する。
15. また、取引価格と公正価値に著しい差があることが明らかである場合には、それが、会計上の資産又は負債として認識すべきものであれば、それは、当該差額の実態に応じて会計処理することは、現行の我が国の会計基準でも IFRS でも同様であるため、その旨を明示する。
16. 一方で、著しい差が会計上の資産又は負債として認識するものでない場合には、以下のような取扱いが考えられる。

【案 1】

現行の我が国の会計基準の通りとし、適用指針（案）の例示は維持するものの、それ以外に特段の取扱いは設けない。

（理由）

我が国では、著しい差が存在する場合の取扱いが明示されていない中でこれまでも

引とエネルギー契約の取引やリスク管理に関する契約の会計処理に係る諸問題」を置き換えた（FASB による会計基準コード化体系 Topic820「公正価値測定」は、SFAS157 をコード化している）。結果として、IFRS と米国会計基準は、公正価値と取引価格が当初認識時に差異がある場合に、いつ企業が利得又は損失を認識する可能性があるかについて異なる規定を置いている。

実務が動いていることを考慮し、特段の取扱いを設けないことが考えられる。IASBの検討が進んだ場合には、その内容も基礎に再検討することが考えられる。

【案2】

取引価格と公正価値の著しい差の性格が明らかでないときは、当初認識時において、全額、損益とする。

（理由）

当初認識時に公正価値で測定するとの14項の基本的な方向性に沿っており、性格が必ずしも明確でない資産、負債を認識する必要がない。また、生じる差額を繰り延べ、その後に損益に認識する複雑な会計処理が不要となる。当初認識後に公正価値測定する金融商品については、当初とそれ以降で公正価値変動の取扱いを分ける理由が乏しい。

【案3】

取引価格と公正価値の著しい差の性格が明らかでないときは、原則として、差額を損益に認識するが、公正価値が市場で観察可能でないインプットを含む場合、差額を繰り延べ、公正価値を算定する場合に考慮する要因の変動に従って差額を認識する。この場合、差異の処理の方針と残高を注記する。

（理由）

IFRSとのコンバージェンスを図ることが可能となる。また、企業が見積るインプットを使用する場合、評価技法から得られる公正価値測定結果が代替的なインプットにより大きく異なる可能性があり、当初認識時の損益に影響を与える可能性がある。このため、当初認識時に一時に損益を認識する条件として、差額が一定の証拠に基づくことは必要であると考えられる。

以 上

第86回金融商品専門委員会（7月20日）での意見

- 監査の観点では、観察可能な価額があって差額を認識するのはよいとして、【案2】の

ように、分からない差額があるときにすべて損益というのはどうか。商品を購入しただけで損益が計上されてしまうことが懸念されるので、この方法が悪用された場合の懸案などを慎重に検討してもらいたい。また、非金融商品はもともとレベル区分の低いものが多いため、影響がさらに大きいのではないか。

- 取引価格と公正価値が著しく異なるケースは想定しにくいので、もし事例があれば提示してもらいたい。どのように差額調整をするかでシステム対応等の投資が必要となってくる。
- デリバティブを組成してマーケットメイクする立場からは、初日の損益を認識する方向で考えてもらいたい。レベル3に区分されるデリバティブの場合、【案3】では、顧客に提示する価格とのスプレッドを繰り延べ、取引の残高が増加するにつれて繰延残高がますます増加する結果となる。出口価値を公正価値とする考え方から考えれば、本来取引を行った段階で損益を認識した方がすっきりするし、現在ここに落ち着いているFASBの検討の経緯を考えてもらいたい。
- レベルに応じて異なる取扱いを設けるのは実務がゆがむ感じがする。【案2】は乱暴かもしれないが、合理的な手続きに基づけばそれによる手数料は即時に損益認識してもよいと思う。また、【案1】のように合理的な方法を実務に委ねることも考えられる。

Appendix 1 . 関連するコメントの概要とコメント対応（案）

検討状況の整理（金融資産）

9 . 取得価額が公正価値と著しく異なる場合の会計処理（A28 項～A29 項）		
29)取引価格と当初測定時の公正価値の差額の処理について明らかにすべき。	<p>（コメント）</p> <p>取引価格が当初認識時の金融資産の公正価値を表さない場合において、取引価格と当初測定時の公正価値の差額の処理について明らかにすることが必要である。</p> <p>（理由）</p> <p>取引価格が当初認識時の金融資産の公正価値を表さない状況において取引価格と当初測定時の公正価値の差額をどのように処理すべきかを明確にしないと実務への適用に問題を生じるおそれがある。このため、会計処理の変更が想定される金融商品に関して、差額の会計処理について明らかにすることが適切かつ円滑に会計処理を行うために必要と考える。</p>	<p>検討の背景に示される現行のIFRSの取扱いを基礎として検討を行うことが考えられる。</p>

検討状況の整理（金融負債）

6 . (質問5)適用指針（案）の改善の方向性		
21)より詳しいガイダンスを示すべき。	<p>以下について、適用指針又は明確化が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付随費用の定義 ・ 信用リスク部分の変動に起因する金額について、標準的な手法の例示等。 ・ 公正価値オプションの適用要件 ・ 初日の損益の処理 ・ 売買目的金融負債の範囲 ・ 金融保証契約の定義、金融保証契約と既存の債務保証契約との関係 ・ 金融保証契約の当初認識時の測定 ・ 貸出コミットメント及び金融保証契約に対する公正価値オプションの適用 	